こもれび Times　　5 月号

５月になり、新緑がきれいな季節になりました。旅行などしたくなりますね。外出先で体調不良を起こしたときに必要なのは病院にかかるための健康保険。
今回は皆さんが何気なく使用している健康保険について簡単に説明させていただきます。

健康保険の種類

健康保険の種類は３つに分けることができます。
代表的なものとして、自営業やフリーランスが加入する**「国民健康保険」**、民間企業や公務員が加入する**「被用者保険」**、高齢者が加入する**「後期高齢者医療制度」**が挙げられます。

健康保険の主な種類と加入者

保険の種類	国民健康保険	被用者保険	後期高齢者医療制度
加入対象者	自営業・フリーランスなど	会社員・公務員など	高齢者

図：執筆者作図

医療費の自己負担割合については、年齢層によって異なります。
後期高齢者医療制度に加入する 75 歳以上は 1 割、70～74 歳までは 2 割、70 歳未満は 3 割、6 歳（義務教育就学前）未満は 2 割です。
ただし、70 歳以上でも、現役並み所得者は 3 割になります。これらは医療保険制度全体に共通するルールです。

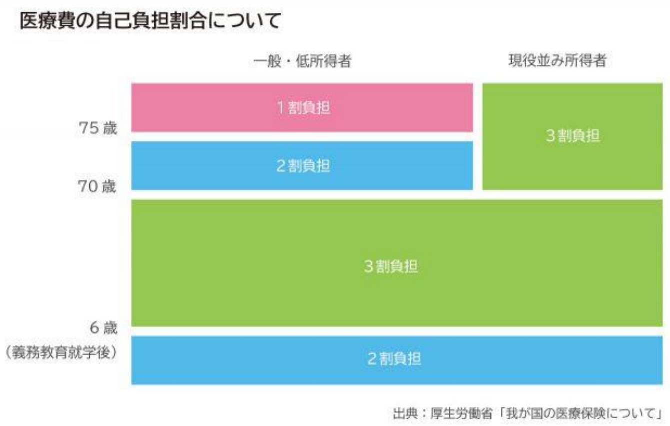

出典：厚生労働省「我が国の医療保険について」

国民健康保険のしくみ

国民健康保険は 75 歳未満のすべての人に加入する義務があります。ただし、「会社の健康保険や公務員の共済制度などに加入している人」、「生活保護を受けている人」については除外となります。
保険料は住民票の世帯単位で「加入している人数」「年齢」「前年の所得金額」をもとに計算が行われます。
納付義務者は世帯主となります。世帯主本人は国民健康保険の加入者でなくても、世帯の中に加入者がいれば世帯全員分の保険料（税）を収めることになります。
なお、国民健康保険には被扶養者という考え方はありません。世帯の加入者が多ければ保険料総額も高くなります。

被用者保険のしくみ

「被用者保険」は、被用者の保険であり、被用者とは企業などに雇われた人のことを言います。

被用者保険の種類

被用者保険の種類		加入者の職業	運営者（保険者といいます）
健康保険	健保組合	民間企業の会社員	企業が単独、あるいは共同して設立した各健康保険組合
	協会けんぽ		全国健康保険協会
共済組合		公務員、私立学校教職員など	各種共済組合

健康保険組合 HP を元に執筆者作図

保険料については勤務先の会社・学校などと被保険者が折半して負担する「労使折半」です。
なお、加入者（被保険者）本人と生計を同一とする配偶者や子供・親を扶養家族に入れることができます。被扶養者の有無や人数によって保険料が変わることはないです。

後期高齢者医療制度のしくみ

原則として 75 歳以上が加入するのが、後期高齢者医療制度になります。ただし、65 歳以上 74 歳未満で一定の障害がある場合には、本人の申請により、後期高齢者医療制度に加入することができます。
保険料については一定の条件のもと、老齢基礎年金などから差し引かれます。世帯主ではなく被保険者一人一人が保険料を納めることが、国民健康保険と違うところです。

出典：保険チャンネル
ケンユウ金塚薬局　作成